

自動販売機設置場所賃貸借契約書

賃貸人駿東伊豆消防組合を甲、賃借人_____(※落札者)_____を乙とし、甲乙間において、自動販売機の設置場所の賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、乙に対し、甲の所有する次に掲げる庁舎等の一部を賃貸し、乙はこれを借り受けるものとする。

名 称	所在地	貸付面積	備 考
		m ²	階

（使用の目的）

第3条 乙は、前条の物件（以下「貸付物件」という。）を自動販売機及び容器回収ボックス設置の用（以下「指定用途」という。）に供するために使用するものとする。

（賃貸借期間等）

第4条 貸付物件の賃貸借（以下「本件賃貸借」という。）の期間は、令和8年1月10日から令和11年1月9日までとする。

2 本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定（※土地の場合は民法第601条）に基づくものであり、本件賃貸借期間満了時において更新をせず、本件賃貸借期間の延長も行わない。

（貸付料）

第5条 貸付料は、売上金額に入札で決定した貸付料率を乗じて得た金額に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とし、次に掲げるとおりとする。

売上金額に対する貸付料率	%
--------------	---

（貸付料の納入方法）

第6条 乙は、貸付料を次のとおり、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に支払うものとする。

貸付料の内訳	納入期限
売上金額に対する貸付料率による金額 （各月分毎に納入）	各使用月の翌月の組合が指定する期日

（指定用途に供すべき期間）

第7条 乙は、貸付物件を、賃貸借期間満了の日まで引き続き指定用途に供するために使用しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は貸付物件を第三者に転貸してはならない。

（使用上の制限）

第9条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件について現状を変更しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(実地調査等)

第10条 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は乙に所要の報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(経費の負担)

第11条 貸付物件に係る光熱水費のほか、維持、保存、利用、改良その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の経費を甲の発行する納入通知書により甲の指定する期日までに支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 甲のほか、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

(2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が、次のいずれかに該当したとき。

ア 駿東伊豆消防組合暴力団排除条例（平成28年条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者（以下総称して「反社会的勢力」という。）

イ 法人の代表者が反社会的勢力である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう）が反社会的勢力である者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員

2 乙は、前項第1号の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲にその補償を請求することができる。

3 甲は、第1項第2号又は第3号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じて、その損失を補償しない。

4 乙は、第1項第3号の規定により本契約が解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 乙は、貸付期間の満了により本契約が終了する場合にあっては貸付期間満了前までに、本契約の解除その他の理由により本契約が終了する場合にあっては甲の

指定する期日までに、乙の責任と負担において、貸付物件を通常の使用に伴い生じた損耗を除き、原状に回復して甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲は、これを原状に回復して乙にその費用を請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、本契約が終了したときは、第12条第2項の規定による損失の補償の請求を除き、財産上の請求を一切行わないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付料の不返還)

第16条 甲は、乙に対し、第12条第1項第2号又は第3号に掲げる理由により本契約を解除したときは、既納の貸付料を返還しないものとする。

(定めのない事項の処理)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 沼津市寿町2番10号
駿東伊豆消防組合管理者
沼津市長 頼 重 秀 一 ⑩

(乙) ※落札者の住氏・氏名

氏名 ⑩